

横浜市土地開発公社について

横浜市土地開発公社（以下「公社」という。）の第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）を活用した解散について、7月24日及び9月18日の政策・総務・財政委員会で報告した内容に従い、現在、総務省と協議を進めています。

平成25年第一回定例会での、①公社の解散議案、②三セク債の起債許可申請議案、③予算議案の提出に向けての総務省との協議状況を報告いたします。

1 三セク債の発行条件について

(1) 起債限度額 1,300億円台

※来年度予算編成で25年度の公社保有土地の買取り予算を計上し、起債額を確定します。

(2) 償還期間 三セク債の償還期間は、原則10年以内となっていますが、単年度あたりの公債費を一定程度に抑えるため、10年を超える償還期間で総務省と協議を行っています。

【参考】単年度あたりの公債費（三セク債分）

10年償還の場合：約140億円 20年償還の場合：約70億円 30年償還の場合：約50億円

2 公社解散の手続きについて

公社解散の手続きについては、

A案：『自治体が公社に補助金（負担金）を支出し、公社が借入金を返済する方法』と

B案：『自治体が公社に代わって借入金を返済する方法』

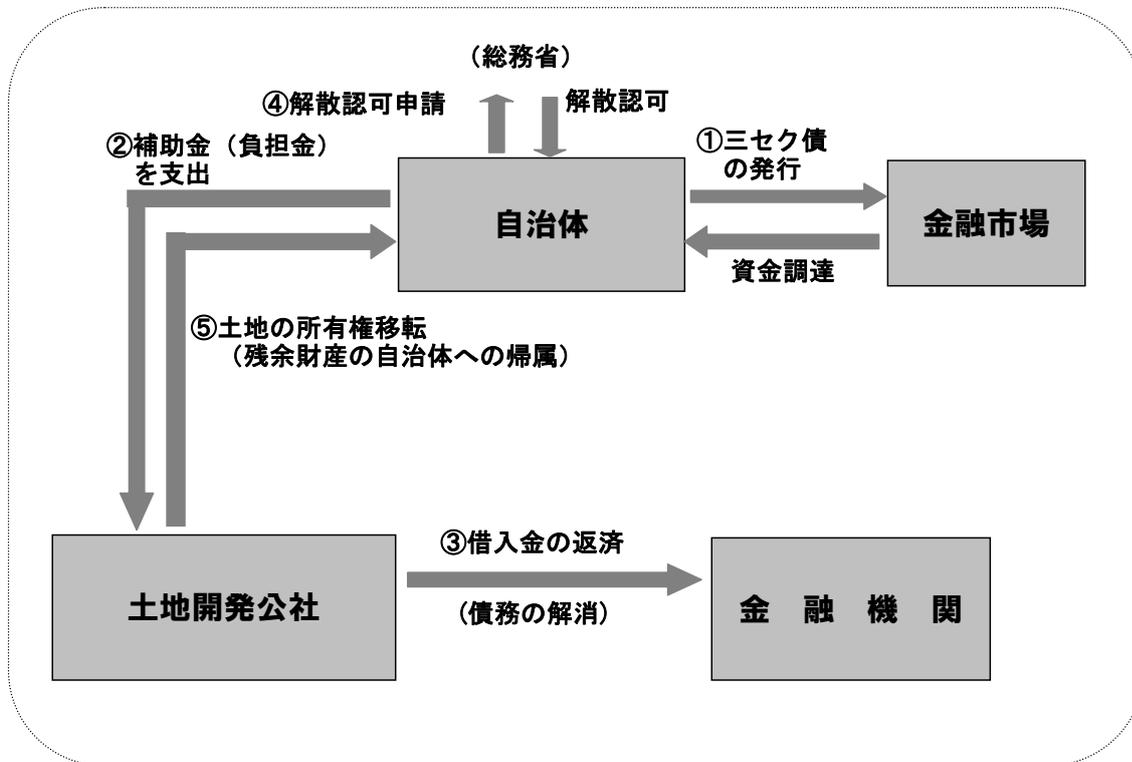
の2つの方法がありますが、9月18日の政策・総務・財政委員会で説明したとおり、A案を進めていくことで総務省と協議を継続しています。

総務省からは、A案を進める事について支障はないとの感触を得られており、支出の科目として、補助金と負担金のどちらがより適切であるかを、総務省内で専門家（弁護士）の見解を踏まえ、検討していただいています。

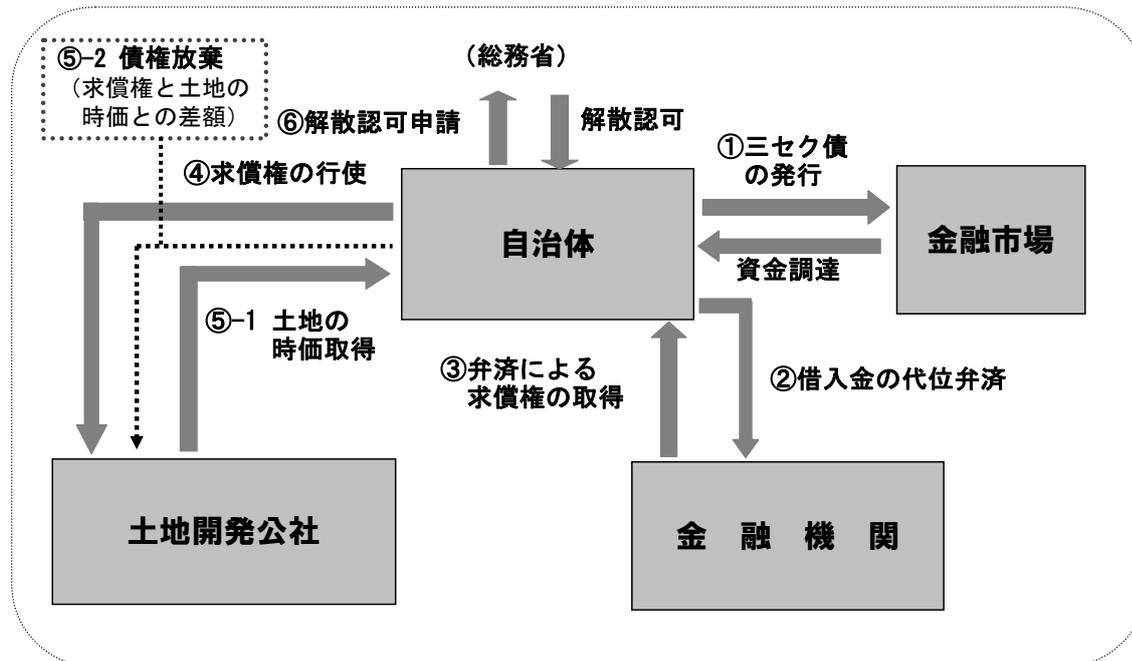
※【別紙参照】9月18日 政策・総務・財政委員会資料（抜粋）「3 公社解散の手続きについて」

公社の解散手続き（2つの案）

A 案：自治体が公社に補助金（負担金）を支出し、公社が借入金を返済する方法



B 案：自治体が公社に代わって借入金を返済する方法



3 公社解散の手続きについて

公社の解散には、三セク債で調達した資金を財源として、金融機関からの借入金をすべて返済する必要があります。

これまでの総務省との協議の中では、「自治体が公社に補助金（負担金）を支出し、公社が返済する方法（A案）」と「自治体が公社に代わって返済する方法（B案）」の2つの方法が実施可能です。

（1）2つの実施可能な手続き 別紙6参照

A案：自治体が公社に補助金（負担金）を支出し、公社が借入金を返済する方法

- ①自治体は、三セク債の発行により資金を調達します。
- ②調達した資金を財源とし、公社の金融機関に対する借入金の返済相当額を、公社に補助金（負担金）として支出します。
- ③公社は自治体からの補助金（負担金）を財源として金融機関へ借入金を返済し、債務を解消します。
- ④自治体は総務省へ公社解散の認可申請を行い、認可後に、公社が解散手続きを行います。
- ⑤解散手続きに伴い、「公有地の拡大の推進に関する法律」第22条に基づき、残余財産となった土地を、設立団体である自治体に帰属させ、土地の所有権を自治体に移転します。

B案：自治体が公社に代わって借入金を返済する方法

- ①自治体は、三セク債の発行により資金を調達します。
- ②調達した資金を財源として、自治体が公社に代わって借入金を金融機関に代位弁済します。
- ③代位弁済により、自治体が金融機関の有していた公社に対する借入金の求償権を取得します。
- ④自治体が取得した求償権を行使し、公社の主な資産である土地を、代物弁済として取得します。
- ⑤取得する土地は時価となり、土地の時価が求償権の金額に満たないため、その差額について、自治体が公社に対して有する債権を放棄する手続きを実施します。
- ⑥公社は債務がなくなり、自治体が総務省へ解散認可の申請を行い、認可後に、公社が解散手続きを行います。

（2）本市の考え方

本市が公社を解散する目的の一つとして、「長期間にわたって本市が公社から土地を買い戻す場合と比較して、将来的な市の負担を大幅に軽減することで、財政運営の健全性を図る」としており、現段階では、本市が資金を提供し公社が金融機関に借入金を返済するという、これまでの公社との関係の中で解散を行うA案で進めていくことで、総務省と調整していきたいと考えています。

【A案の手続きで進めたいと考える理由】

- ア 公社は、本市の依頼に基づき、本市に代わり土地を取得し、本市の指定に基づいて処分を行ってきており、解散にあたっては本市が必要な経費を負担する公益的な必要性があること
- イ 先に公社を解散した他の都市とは異なり、平成 14 年以降、本市は保有土地の簿価と時価の差を毎年公表し、説明責任を果していること
- ウ 中期財政ビジョン（平成 15 年）以降、公社の外部借入金額を、本市が「市税等で償還すべき債務」として位置づけ、計画的に簿価で買取りを行い債務の縮減を進めており、三セク債を活用した公社の解散もその流れの一環であること

【参考】今後の進め方（A案による場合）

- 25年 第1回定例会 公社の解散議案、三セク債の起債関連議案、予算議案の提出
- 25年度 第2四半期 総務省へ三セク債の起債許可の申請
- 第3四半期 三セク債の発行
本市から公社へ借入金返済相当額を補助金（負担金）として支出
公社が補助金（負担金）をもとに金融機関の借入金を返済
- 第4四半期 債務の解消により公社が解散手続きを開始
総務省への解散認可の申請
公社の解散（廃止）
残余財産（土地）を本市へ帰属（引継）

○公有地の拡大の推進に関する法律（抜粋）

- 第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。
- 2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

○横浜市土地開発公社 定款（抜粋）

- 第25条（解散） 公社は、理事会で出席理事の4分の3以上の同意を得たうえ、横浜市議会の議決を経て、主務大臣の認可を受けたとき解散する。
- 2 公社は、解散した場合において債務を弁済してなお残余財産があるときはこれを横浜市に帰属させる。

○横浜市の公共用地取得等に関する協定（抜粋）

- 第10条（財政援助等） 市は、公社に対して毎年度予算の範囲内で、次の各号に定める財政援助を行うものとする。
 - (1) 公社の経常的経費にあてるため補助金を交付すること。
 - (2) 公社の事業運転資金として貸し付けを行うこと。
 - (3) 公社の金融機関借入金について損失補償又は債務保証を行うこと。
- 2 市は、常に公社の経営状況に留意し、必要がある場合には財政援助等を行うものとする。